

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件

## ○厚生労働省告示第百六十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次の表のように改正する。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣　武見　敬三

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	<p>118811471103 ら 1067 年      か ま 1069      ら 1156 で      1190 か 1072      ま ら 1107      で 1158 1079      及 ま 1116      び で 1083      1204 1118      に 1160 1086      揭 1121 か      げ 1162 ら      る 11221090      高 1163 ま      度 1126 で      管 1172      理 か 11281093      医 11741129      機 ま 1095      器 で 1131 ま      、 、 で      11781135 ら      、 1098 326      11801139 ま      、 1099 で      11841143 、      、 11011066      11851145 か 、 六</p>
改 正 前	<p>及 11471103 ら 1067 年      び 1188 ま 1069      1188 か 1156 で      ら 1190 1107      か 1072      ら 1162      1190 1116      で 1158      に 1083      揭 1118      げ 1160      る 1086      高 1162      度 1126      管 1172      理 1172      医 11741129      機 11741129      器 11741129      ま 1095      で 1131      、 、 で      11781135      、 1098 326      11801139      、 1099 で      11841143      、 11011066      11851145 か 、 六</p>